

みどり通信

第127号 2007. 2. 5

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P9
● 税務	P3	● 交通事故情報	P10
● 社会保険	P4	● 初めてのエクセル	P11
● 生命保険	P5	● これからの研修	P12
● 一倉 定 経営心得	P6	● あとがき	P12
● 税務相談	P7	● 営業カレンダー	P13



今日も春のような暖かさ。冬はどこへいったのやら。(2月5日撮影)

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

2月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、2月5日のホームページ掲載のものからです。

『脳を活性化させ“やるきをアップ”させませんか！！』

今朝はすばらしい快晴で、気持ちのいい週の始まりとなりそうです。

「人間の脳」は、「考える」という行為だけでなく、「やる気」や「欠点」までカバーする能力をもっているそうです。無意識で行動している時にはほとんど働いていない脳は、意識することで働きはじめるとか。脳は、そもそも忘れるように出来ていて脳に入った情報は、一部を残してすぐに消えてしまう仕組みとのこと。しかし、目標を設定しそれに向かって努力をしている時に脳は活性化されるそうです。ただ、目標のレベルが高すぎると、脳は「自分には無理だ」と、努力を放棄してしまうため、成功率5割程度の目標設定が最も意欲を持続することができるということですので、日頃から小さな達成感を日々感じられる身近な目標が有効ということのようです。

脳は使えば使うほど活性化し若くなってくるとか。自身の脳がどんな環境にいてどんな使われ方をしている「脳診断テスト」を発見しました。自分自身の潜在能力をフルに発揮してはいかがでしょうか。

http://www.ecareer.ne.jp/user/register/brainTraining-input.do?000039SL009306=PID&s=mrk_li_go_DA00001DA

ちなみに私は、おかげさまで実年齢よりウン歳若い結果でありました。

もう一つ、はやりの「100ます計算」を見つけました。

目標は2分以内。朝仕事前にやると脳が活性化して仕事がスムーズに行くそうです。

実際にやってみるとちょっとしんどいですよ。思わず真剣になってしまいました。

単純計算を繰り返し行うことが脳にいいそうですので、毎日トライするのも方法ですね。

ぜひ、1分30秒の壁を破ることを目標に・・・。



http://otoku.ma-to-me.com/archives/2005/08/100_3.php

脳活性フラッシュ 100ます計算

脳活性フラッシュ 100マス計算

×	3	6	2	1	7	0	5	9	8	4
9										
2										
8										
3										
6										
1										
7										
0										
5										
4										

税理士 山口 昇

平成19年度税制改正の要綱

平成19年1月19日今年度の税制改正の要綱が閣議決定されました。通常ですと、3月末の国会で可決、成立し4月より施行となります。詳細がわかり次第お伝えしますが、今回は主な項目のみ紹介させていただきます。

◎中小企業関係税制

- ・同族会社の留保金課税制度の見直し
- ・実質一人会社の役員報酬の一部損金不算入制度の適用除外基準の見直し
- ・相続時精算課税制度において、取引相場のない株式等の贈与を受ける場合の非課税枠の拡大

◎減価償却制度

- ・平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について、償却可能限度額及び残存価格を廃止し、耐用年数経過時点に1円（備忘価格）まで償却できることとするとともに、新しい償却方法を導入する
- ・平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した後、5年間で1円（備忘価格）まで均等償却できることとする

◎その他

- ・上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の特例の適用期限を1年延長する
- ・住宅ローン減税について、税源移譲に伴い中低所得層の減税額が減少することを踏まえ、計画的な持ち家取得の支援のため控除期間・控除率の特例を創設する
- ・住宅のバリアフリー改修促進税制を創設する
- ・居住用財産の譲渡に係る課税の特例（買換え特例及び譲渡損失の繰越控除）の適用期限を3年延長する
- ・電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度を創設するとともに、税務手続きの電子化促進措置（電子申告における第三者作成書類の添付省略等）を講ずる
- ・コンビニエンス・ストアで納税できる制度を創設する

※今年も確定申告の時期になりました。「年の途中で退職された方」「家族で医療費を10万円以上支払った方」「住宅をローンで購入された方」「土地や株式を売却された方」「保険の満期金を受け取った方」「2カ所以上から給与収入のあった方」等々ご相談はお気軽に当事務所まで。

★19年1月より源泉徴収税額表が変更になっています、今一度ご確認ください★

現役並所得を有する高齢者の患者負担の見直し

70歳以上の現役並み所得（標準報酬月額28万円以上）を有する方の一部負担金の割合が2割から3割に引き上げられます。

ただし、前年の収入が単身の場合、383万円未満（高齢者複数世帯は520万円未満）のときは、申請により1割負担となります。

なお、前年の収入が前記の額以上の場合であっても、484万円未満（高齢者複数世帯は621万円未満）の場合は、医療費は3割負担となりますが、自己負担限度額（外来限度額）は、平成20年7月までの間は、一般並になります。

自己負担限度額（外来限度額）は、44,400円（12,000円）

入院時生活療養費の新設

生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して算定した額から生活療養標準負担額（平均的な家計における食費及び居住費相当額）を控除した額を現物給付。

●生活療養標準負担額

食費として1日あたり1,380円（食料費及び調理コスト相当）

居住費として1日あたり320円（水道光熱費相当）

負担額は、介護保険と同程度

低所得者に対しては、介護保険と同様な水準で負担軽減あります。

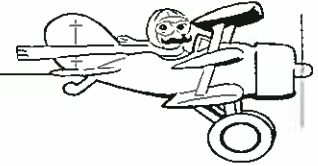
詳しくは社会保険庁のホームページ

(<http://www.sia.go.jp/>) をご覧ください。



今回のテーマ

定期保険の税務と保険期間



経営者向けの保険として、定期保険に加入されている方が多いですが、定期保険は契約年齢と保険期間によって、税務上の取扱も変わり、保険としての特長も変化します。そのため加入目的に合わせて適切な期間の定期保険を選択する必要があります。

今回は定期保険の税務と保険期間による特長の違いを紹介いたします。

定期保険税務・ワンポイントレッスン

- ① 保険料全額損金の定義「105ルール」(直法2-2)
 a 被保険者の契約年齢+(保険期間×2) ≤ 105(以下)
 b 保険満了年齢70歳(被保険者年齢問わず)

①(例) 45歳男性、75歳満了定期保険加入
 $45 + (30年 \times 2) \leq 105$ ・全額損金

- ② 保険料1/2損金の定義(直法2-2)
 c 被保険者の契約年齢+(保険期間×2) > 105(超)
 * 1/2損金プランは契約当初6割相当期間の保険料を1/2損金・1/2資産とし残り4割相当期間は支払保険料全額を損金算入、6割相当期間で積立てた資産を残り期間で按分し損金算入するものとする。

②(例) 50歳男性、90歳満了定期保険加入
 $50 + (40年 \times 2) > 105$ ・1/2損金*

【参考】

- ☆ 通増定期の場合は「90ルール」(課法2-3)
 ・上記計算式で90以下が全損、91~105以下が1/2損金
 ・保険満了年齢60歳(被保険者年齢問わず)の場合は全額損金となります。(* 部分も同じ考え方になります)

(例)上記②で年間保険料50万円の場合の仕訳

当初24年間	借方	貸方
	定期保険料25万円	現金 50万円
	保険積立金25万円	
残り16年間	借方	貸方
	定期保険料50万円	現金 50万円
	定期保険料37.5万円	保険積立金37.5万円

45歳加入の定期保険料の税務処理と解約返戻金(CV)のイメージ

15年満了(全損)
CV殆どなし

- ・事業保障準備資金
- ・死亡退職金・弔慰金の準備

～年満了・歳満了の考え方について～
 ・年満了の場合は90歳まで自動更新
 ・歳満了の場合は自動更新なし

75歳満了(全損)
CVイメージ

- ・事業保障、死亡退職金・弔慰金の準備
- ・含み資産(CV)の活用＝退職金準備



90歳満了(1/2損金)
CVイメージ

- ・事業保障、死亡退職金・弔慰金の準備
- ・含み資産(CV)の活用＝退職金準備

今回は、「定期保険」の税務と保険期間による特長の違いを紹介致しました。同じ「定期保険」であっても保険期間によって大きく特長が変化しますので、加入目的も当然異なります。保険に加入する際には、保険の種類や保険金額・保険料だけでなく、ご自身の保険加入目的に合わせて、適切な保険期間をしっかりと選択することが重要です。

具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

一 倉 定 の 経 営 心 得 シ リ ー ズ

その七十六

社員にまかせても良いような
新事業は、はじめから
「わが社の将来の収益」など
期待できない。

新事業というものは、第一に、社長自ら身を挺してやるものだ。
世の中の社長の中には、新事業に自らはたずさわろうとせず、他人まかせにする人がかなりいる。

難しい新事業は他人に任せ、自らは永年手慣れた事業の方をみている。やさしい方を自分がやり、難しい方を他人にまかせるとは、いったい、どうい
う了見なのだろうか。成功など夢の夢である。：

社員にまかせてもよいような新事業は、はじめから「わが社の将来の収益」
など期待できないのである。：

新商品・新事業の正否は、そのまま企業の将来の運命に直結する。社長の
役割が企業の未来をつくることにある限り、社長自ら新事業に取り組み、総
指揮をとるのが当たり前である。

たが、その所得の計算方法は、〈表1〉の方法によります（所得税法基本通達36・36共20）。

「民法上の任意の組合」と「人格のない社団又は財団等」の相違点

「民法上の任意の組合」と「人格のない社団又は財団等」では、その組織のもつ意味が異なることから、課税方法も異なることとなります。そこで、その両者を対比したものが〈表2〉です。

今後の組合運営の見直しを

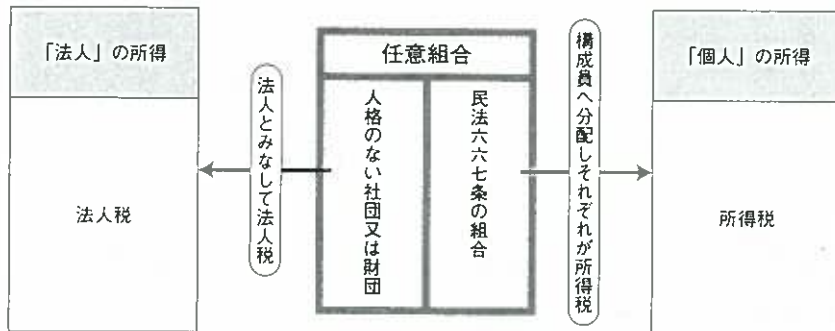
以上、任意の組合で共同事業を行う場合の課税上の取り扱いを中心に説明しましたが、現実には、代表者はいるが緩い団体を維持しているのみで、代表選出の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主な事項が明確化されていないので、「人格のない社団又は財団等」には該当しない、だからといって、「民法六六七条の任意の

組合」としての条件である「組合契約」の締結も明確でないというケースも多く見受けられます。

このような場合において、損害賠償問題等が発生した時にどう扱うのか、さらに最悪の場合は、その組織を運営することが不可能となる事態も考えられます。

そのため、「人格のない社団又は財団等」と「民法六六七条の任意の組合」との両者

〈図〉



〈表1〉

- ① 当該組合の収入金額、支出金額、資産、負債等を分配割合に応じた収入金額、支出金額、資産、負債等で分割、つまり組合の損益計算書・貸借対照表を分配する。
- ② 当該組合の収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額を、分配割合に応じて分配、つまり組合の損益計算書だけを分配する。
- ③ 当該組合について計算される利益の額又は損失の額を、分配割合に応じて分配、つまり利益額や損失額だけを分配し、雑所得、また必要経費とする。

※①の方法が原則。継続適用を要件として簡便法②・③も認められる。

〈表2〉

	民法上の任意の組合	人格のない社団又は財団等
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人格なき社団のような代表機関がない ・ そのため、一般的には代表者が行う契約は、各構成員全員の名前で締結した契約となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同の目的のための人的結合体 ・ 団体としての組織を備えている ・ 多数決の原理で運営 ・ 構成員の変更にもかかわらず、団体は存続 ・ 組織によって代表選出の方法、組合の運営、財産の管理などが確定している
権利・義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意組合の権利は各組員が共有する ・ 任意組合の債務は無限責任 ・ そのため、リスクが大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利義務は構成員に帰属 ・ 債務は有限責任 ・ そのため、リスクが小さい
財産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組員一人ひとりが持分を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の所有物
課税主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人（所得税） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体（法人税）

のメリット、デメリットについてよく話し合い、今後の組織形態及び構成を早急に決めることが重要と考えられます。場合によっては、法人化することも選択肢の一つとしてとらえることも必要です。

いずれにしても、利益計画や資金管理を中心とした管理体制の構築なくして組織の存続はない、といっても過言ではないと思われまます。

共同での商品の製造販売に係る税務上の取り扱いについて

山口 昇 税理士

Q

私は新潟県内で農業を営んでいる個人です。このたび、漬物などの農業加工品の製造販売を行うことを目的として、その有志数名で任意組合を作り、事業を開始しました。
このような運営形態の場合の税金の課税関係をお教えてください。

納税義務者

わが国の税法（国税）では、ご承知のように、個人の所得に対しては「所得税」を、法人の所得に対しては「法人税」を課しています。

ところで、「法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるもの」を「人格のない社団等」といいます（法人税法第二条）が、この「人格のない社団等」は法人とみなして、収益事業による所得がある場合には法人税が課税されることになっています。

これは、その団体が単なる個人の集合体を超えた組織を有する団体と考えられ、その所得は団体の所得ととらえて法人税を課するものです（その剰余金の分配がある場合は、その構成する法人・個人の所得となります）。

民法上の任意の組合

民法六六七条で定められている組合は「民法上の任意の組合」と呼びます。

（組合契約）

第六六七条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

この「民法上の任意の組合」は、法人税法では、「人格のない社団又は財団等」には該当しないこととなっています。

（法人でない社団の範囲）

「法人でない社団」とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体と

しての組織を有して統一された意志の下にその構成員の個性を超越して活動を行うものをいい、次に掲げるようなものは、これに含まれない。

- (一) 民法第六六七条（組合契約）の規定による組合
- (二) 商法第五三五条（匿名組合契約）の規定による匿名組合

すなわち、今回の事例のように任意の組織の場合には、①民法六六七条に規定される「民法上の任意の組合」と、②「人格のない社団又は財団等」の二つの形態があることとなります。

ちなみに、「民法上の任意の組合」は、単に個人の共同事業と考えられ、その組合の所得はそれを構成する個人の所得（事業所得または雑所得）となります。また、「人格のない社団又は財団等」に該当する場合は、その組合は法人とみなされて、組合自体が法人税の課税対象となることとなります（図）。

「民法上の任意の組合」の所得計算

民法六六七条の任意組合の所得は、その構成する個人に帰属するため、各構成員の事業所得または雑所得等となると述べまし

不払い多発3パターン

もらえるはずの保険金



もらえるはずの保険金がもらえない.....
損害保険の「不払い」問題が社会問題となっています。自動車保険の特約などで約32万件（約188億円）あり、さらに増える見通しです。加入者も自衛のために「もらえる保険金」を把握しておくのが望ましいでしょう。

■ケース1・・・特約を見落とした

50代男性は自動車をバックさせているときに誤って街路樹に衝突。修理のため車を10日間預けた。加入していた車両保険から20万円の修理代が下り、手続きが完了.....。ところが、この車両保険は修理日数に応じて1日5千円の代車費用が支給される特約も付いていたのに気づかなかった。

最も多いのがこうしたパターン。保険会社が特約を見落とし、契約者も受け取れることを知らずに、請求しないという特約を巡るミスです。

■ケース2・・・受けられるはずの補償が一部しか受けられない

20代男性は車を運転中スリップ。ガードレールに激突して大ケガをし、治療後、後遺障害に認定された。加入していた保険会社から446万円が支払われた。だが、後遺障害に認定されると追加で100万円を受け取れるという契約が見落とされていた。

■ケース3・・・複数の保険会社から保険金を受け取れる

自動車事故で損害を被ったら、まず相手が加入している自動車保険から賠償保険金を受け取るのが普通。受取額は過失割合によって決まる。治療に100万円かかり、相手の過失が8割なら受取額は80万円。だが、残り20万円についても自分が加入している自動車保険で賄える可能性はある。

過失割合に関係なく保険金が出る「人身傷害補償保険」が付いている場合が多い。

■きちんと請求を

契約通りに保険金を支払うのは保険会社の責務です。とはいえ今回の不払いでは契約者がきちんと請求していれば保険金を受け取れたケースも少なくありません。改めて自分の契約内容をチェックしたいものです。

契約者は契約の際もらう約款と、そのポイントをまとめた重要事項説明書、保険証券パンフレットはきちんと保管しておきたいものです。

担当 星野

平成19年 1月の交通事故情報

(加茂警察署 交通課にお聞きいたしました。)

	加茂			田上		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
人身事故	11件	8件	3件増	6件	3件	3件増
(けが人)	11人	9人	2人増	9人	2人	7人増
死亡事故	0件	0件	—	0件	0件	—
物損事故	17件	59件	42件減	15件	24件	9件減

1月は積雪が無かったので物損事故が昨年に比べて少なく、人身事故は、天候が良かったのでバイクと自動車、自転車と自動車の事故が多かったそうです。



注意する事柄

- 交通事故の特に多い時間帯は、夕方16時～19時頃に集中するので気をつけてください。
- 交差点の前では、必ず減速を。
(なかには加速する人もいます。急ブレーキをかけても、止まらない。)
- 信号待ちの時、車間距離をとらずにヒタツとくっついてくる自動車が多く、玉突き事故の原因となるので、必ず車間距離をとりましょう。
- 酒気帯び運転の逮捕者は以前に比べると減っているようですが、お酒を飲んだら絶対に運転はしないでください。
- お年寄りや子ども、自転車の脇を通るときには、必ず徐行運転をしましょう。
- シートベルトを必ず着用しましょう。

安全運転をしましょう！





オートSUMボタンを使って合計を求めるには

オートSUMボタンを使うと、合計を求めるSUM関数が表示され簡単に計算することができます。

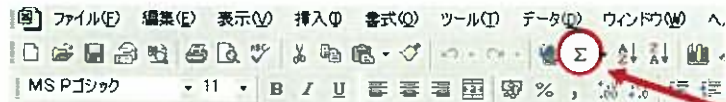
1. 「合計」を計算するために

「E4」セルをクリックします。

	A	B	C	D	E
1	各店の売上表				
2					
3		4月	5月	6月	合計
4	東京店	823,700	1,068,200	1,094,000	
5	大阪店	771,200	816,500	975,000	
6	新潟店	681,200	1,000,600	765,500	
7	山形店	568,100	798,500	823,700	

「E4」セルをクリックします。

2. 「オートSUM」ボタンをクリックします。



	A	B	C	D	E	F	G
1	各店の売上表						
2							
3		4月	5月	6月	合計		
4	東京店	823,700	1,068,200	1,094,000			
5	大阪店	771,200	816,500	975,000			
6	新潟店	681,200	1,000,600	765,500			
7	山形店	568,100	798,500	823,700			
8	平均						

3. 「E4」セルに

合計を求めるSUM関数が表示されます。

次に「Enter」キーを押します。

=SUM(B4:D4)

	A	B	C	D	E	F
1	各店の売上表					
2						
3		4月	5月	6月	合計	
4	東京店	823,700	1,068,200	1,094,000	=SUM(B4:D4)	
5	大阪店	771,200	816,500	975,000		
6	新潟店	681,200	1,000,600	765,500		
7	山形店	568,100	798,500	823,700		

「SUM」は合計を求める関数。

「B4:D4」は合計するセルの範囲を表示します。
(「B4」セルから「D4」セルまでを合計します)

4. 合計が表示されます。

	A	B	C	D	E
1	各店の売上表				
2					
3		4月	5月	6月	合計
4	東京店	823,700	1,068,200	1,094,000	2,985,900
5	大阪店	771,200	816,500	975,000	
6	新潟店	681,200	1,000,600	765,500	
7	山形店	568,100	798,500	823,700	

5. 数式をコピーします。

D	E
6月	合計
1,094,000	2,985,900
975,000	
765,500	
823,700	

①「E4」セルをクリックします。

②マウスをココに載せ、+の形に変わったら「E7」セルまでドラッグします。

出来上がり

	A	B	C	D	E
3	各店の売上表				
4		4月	5月	6月	合計
4	東京店	823,700	1,068,200	1,094,000	2,985,900
5	大阪店	771,200	816,500	975,000	2,562,700
6	新潟店	681,200	1,000,600	765,500	2,447,300
7	山形店	568,100	798,500	823,700	2,190,300

これからの研修

経営計画発表会	天神屋会館	2月8日(木) 17:00 ~ 19:00
社長夫人革新講座 第5講	加茂市産業センター	2月12日(月) 10:30 ~ 16:30
社長夫人革新講座 第6講	加茂市産業センター	2月13日(火) 10:00 ~ 16:00



あ と が き

早いもので1月もあっという間にすぎたようです。最近私は、日常生活や仕事上で、現在の状況の不足や不満ばかり目を向けて、先のことや次の予定を心配し、焦りがちでいます。それが悪い方向に行っているようです。そこで、当たり前の幸せというか今自分にとって当たり前と思えることに感謝することにしました。家族や仕事にそして昨日の出来事に。そうすることによって、どんな小さなことでもやったうれしい、ありがたいと思えるようになったからです。多分当たり前と思っている、ありがたいの心がうれしいに変わりそれが生きるエネルギーになると思ったからです。まずは今ある幸せを十分にかみしめて“今一日を精一杯がんばろう”そう思っています。

渋 木 洋 子

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			



3月



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp